

# 日本パーカライジング株式会社 製品含有化学物質管理基準

Ver. 2.80

制定日：2014年3月25日

改定日：2025年8月12日

日本パーカライジング株式会社  
技術管理部 発行

# 目次

■ 日本パーカライジング株式会社における製品含有化学物質管理基準の概要 .....	2
■ 用語の定義 .....	3
■ [禁止化学物質] 1.1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令 .....	5
■ [禁止化学物質] 1.2 労働安全衛生法 .....	8
■ [禁止化学物質] 1.3 毒物及び劇物取締法 .....	9
■ [削減化学物質] 2.1 削減化学物質 .....	10
■ [管理化学物質] 3.1 chemSHERPA .....	10
■ [管理化学物質] 3.2 弊社独自管理規制物質 .....	11
■ [管理化学物質] 3.2.1.1 監視化学物質 .....	12
■ [管理化学物質] 3.2.1.2 優先評価化学物質 .....	14
■ [管理化学物質] 3.2.1.3 特定一般化学物質 .....	23
■ [管理化学物質] 3.2.2 水質汚濁防止法 有害物質、指定物質 .....	24
■ [管理化学物質] 3.2.3 大気汚染防止法 有害物質 特定物質 挥発性有機化合物 .....	28
■ [管理化学物質] 3.2.4 土壤汚染対策法 特定有害物質 .....	51
■ [管理化学物質] 3.2.5 紛争鉱物 (コンフリクトミネラル) .....	53
■ [管理化学物質] 3.2.6 殺生物剤 (バイオサイド) .....	54
■ [管理化学物質] 3.2.7 SVHC 改訂候補、新規追加物質 .....	55
■ [管理化学物質] 3.2.8 その他の物質 .....	56
■ 変更履歴 .....	57

## ■日本パーカライジング株式会社における製品含有化学物質管理基準の概要

化学物質によるヒト・環境への懸念が益々高まっている中で、日本パーカライジング株式会社（以下『弊社』という）としても化学製品の製造販売に携わるものとしての社会的責任を認識し、化学物質管理に取り組んでまいりました。

今般、弊社としての基本管理方針を定め、あわせて製品含有化学物質管理基準も制定しました。

管理基準は日本国内及び海外各国での化学物質管理規制及び化学物質の危険有害性に関する科学的知見、更には社会的責任の観点に基づき弊社としての禁止化学物質、削減化学物質、及び管理化学物質を選定しています。

以下、弊社化学物質管理の考え方と禁止・削減・管理対象となる化学物質リストを示します。

### 1. 禁止化学物質

法律により日本国内での流通が原則禁止されている以下の物質を弊社禁止化学物質とします。禁止化学物質を法令に抵触して含有する製品は弊社にはありません。

また禁止化学物質を法令に抵触して含有する原材料や副資材等の弊社への納入は禁止します。

- 1.1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法） 第一種特定化学物質
- 1.2 労働安全衛生法（安衛法） 製造等が禁止される有害物等
- 1.3 毒物及び劇物取締法（毒劇法） 特定毒物

### 2. 削減化学物質

弊社での使用量が多く、ヒト・環境へのリスクが懸念される物質から削減化学物質を選定します。

弊社では削減化学物質を含む製品の代替を推進しています。

弊社へ原料や副資材等を納入される場合は、削減化学物質の含有に関する情報の伝達をお願いします。

- 2.1 削減化学物質

### 3. 管理化学物質

国内外での管理規制及び社会的責任に基づき弊社として管理すべきと判断した物質を選定します。

弊社へ原料や副資材等を納入される場合は、管理化学物質の含有に関する情報の伝達をお願いします。

なお海外主要法令及び主要業界団体での管理規制については、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が運営している chemSHERPA 最新版で管理することにします。また弊社独自の管理規制対象として chemSHERPA では情報伝達が十分にはおこなえない物質を別途『弊社独自管理規制物質』として選定しています。（日本国内で法令により情報伝達が要求される物質については、安全データシート（SDS）等で含有情報の伝達がなされますので除外しています。）

- 3.1 chemSHERPA
- 3.2 弊社独自管理規制物質

## ■用語の定義

### 1) 環境負荷物質

ヒトや環境に対する危険有害性がある物質、またその懸念のある物質。物質としての危険有害性に係わらず、物質が得られる過程において環境や人権等で懸念が持たれる物質。（全ての物質に物質固有の何らかの危険有害性がありますが、危険有害性が高く管理が必要と判断した物質を本管理基準では選定しています。）

### 2) 意図的含有

物質が、材料等の物性、機能、品質、外観の維持のために使用、含有される場合を意図的含有とします。なお原料や触媒、溶媒等の副原料として使用し最終的に除去できず、あるいは除去せず残留しているものは、弊社では『意図的含有』として管理します。なお原材料等中に含まれるこの定義で意図的含有となる物質も製品中で意図的に含有している物質とします。

### 3) 非意図的含有

物質が、意図的な使用以外で含有されている場合を非意図的含有とします。

- 不純物として素材、原材料等に含まれ、工業材料用として精製過程で技術的に十分な除去を行っても残留する場合。なお原材料等中に2)の定義で意図的含有となる物質は、非意図的含有とはみなしません。
- 製造工程での副生成物で技術的に十分な除去を行っても除去できない場合。なお意図的に低純度の原料を使用した場合や、通常より低精製度としたために含有される物質は非意図的含有とはみなしません。

### 4) 許容濃度（閾値）

非意図的含有において、その数値未満では禁止や管理対象と見なさない濃度とします。

- 濃度は、「均質と見なされる材料の重量」を母数として計算します。
- 弊社では意図的含有の場合、濃度にかかわらず含有とし情報伝達が必要です。
- 非意図的含有の場合でも、含有情報をお持ちの際には情報伝達をお願いします。

### 5) CAS 登録番号 (CAS RN®)

化学物質に対し、アメリカ化学会 (ACS;American Chemical Society) が定めた番号です。化学物質毎に唯一の符号が付与されています。物質固有の識別番号として検索できます。しかし異性体を含めた CAS RN®や包括名称の CAS RN®もあり、CAS RN®の照合のみでは含有有無の判断はできません。

## 6) 製品含有

製品や包装材などの部品、材料に含有するすべての場合を指します。例えば、次のような状態を指します。

- ・対象物質が意図的に使用された状態。
- ・不純物として含有する状態。
- ・製造工程で使用され最終製品あるいは部品、材料に対象物質が残留又は付着した状態。

(例えば、製品の製造工程で、製品に直接触れる金型、治工具、機械設備等から製品が汚染される可能性がある場合は、製品と触れる部品は禁止化学物質の含有禁止対象として考えなければなりません。)

## 7) 不純物

不純物とは、天然素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、又は反応の過程で生じた技術的に除去できない物質のこととします。

## 8) chemSHERPA

chemSHERPA とは、(化学品) 製品の含有化学物質情報伝達の標準ツールとして広く用いられている JAMP (アーティクルマネジメント推進協議会) から発表されている chemSHERPA のこととします。

## ■[禁止化学物質] 1.1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

(施行日： 令和七年六月一日 ( (令和四年法律第六十八号) による改正)

### 第二条

2 この法律において「第一種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質で政令で定めるものをいう。

一 イ及びロに該当するものであること。

イ 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 繼続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。

(2) 繼続的に摂取される場合には、高次捕食動物（生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には、人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に該当する動物のうち、食物連鎖を通じてイに該当する化学物質を最もその体内に蓄積しやすい状況にあるものをいう。以下同じ。）の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号イ及びロに該当するものであること。

## 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

(施行日： 令和七年六月十八日 (令和六年政令第三百八十二号) 改正)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項 の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

No.	化学物質名
1	ポリ塩化ビフェニル
2	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が二以上のものに限る。）
3	ヘキサクロロベンゼン
4	一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一・四・四a・五・八・八a一ヘキサヒドロ一エキソ一一・四一エンド一五・八一ジメタノナフタレン（別名アルドリン。第七条の表第三号において「アルドリン」という。）
5	一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一六・七一エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八a一オクタヒドロ一エキソ一一・四一エンド一五・八一ジメタノナフタレン（別名ディルドリン。第七条の表第四号において「ディルドリン」という。）
6	一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一六・七一エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八a一オクタヒドロ一エンド一一・四一エンド一五・八一ジメタノナフタレン（別名エンドリン）
7	一・一・一トリクロロ一二・二一ビス（四一クロロフェニル）エタン（別名DDT。第七条の表第三号において「DDT」という。）
8	一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ一二・三・三a・四・七・七a一ヘキサヒドロ一四・七一メタノ一一H一インデン、一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロ一二三a・四・七・七a一テトラヒドロ一四・七一メタノ一一H一インデン及びこれ

	らの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル。第七条の表第五号において「クロルデン類」という。）
9	ビス（トリブチルスズ）=オキシド
10	N・N'一ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'一キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN・N'一ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン
11	二・四・六-トリーターシャリーブチルフェノール
12	ポリクロロ-二・二-ジメチル-三-メチリデンビシクロ[二・二・一]ヘプタン（別名トキサフエン）
13	ドデカクロロペンタシクロ[五・三・〇・〇二・六・〇三・九・〇四・八]デカン（別名マイレックス。第七条の表第九号において「マイレックス」という。）
14	二・二・二-トリクロロ-（二-クロロフェニル）-（四-クロロフェニル）エタノール又は二・二・二-トリクロロ-ビス（四-クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又はジコホル）
15	ヘキサクロロブタ-1・三-ジエン
16	二-（二H-1-・二・三-ベンゾトリアゾール-ニ-イル）-四・六-ジ-ターシャリーブチルフェノール
17	ペルフルオロ（オクタン-スルホン酸）（別名PFOS。以下「PFOS」という。）又はその塩
18	ペルフルオロ（オクタン-スルホニル）=フルオリド（別名PFOSF）
19	ペンタクロロベンゼン
20	r-1-c-2-t-3-c-4-t-5-t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名アルファ-ヘキサクロロシクロヘキサン）
21	r-1-t-2-c-3-t-4-c-5-t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ベータ-ヘキサクロロシクロヘキサン）
22	r-1-c-2-t-3-c-4-c-5-t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ガンマ-ヘキサクロロシクロヘキサン）二・六・三・九・四・八
23	デカクロロペンタシクロ[五・三・〇・〇二・六・〇三・九・〇四・八]デカン-1-オン（別名クロルデコン）
24	ヘキサブロモビフェニル
25	テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル。第七条の表第十二号において「テトラブロモジフェニルエーテル」という。）
26	ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル。第七条の表第十三号において「ペンタブロモジフェニルエーテル」という。）
27	ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル）
28	ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル）
29	六・七・八・九・十・十一-ヘキサクロロ-五・五a・六・九・九a-ヘキサヒドロ-六・九-メタノ-二・四・三-ベンゾジオキサチエピン=三-オキシド（別名エンドスルファン又はベンゾエピン）
30	ヘキサブロモシクロドデカン
31	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル
32	ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十から十三までのものであって、塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを超えるものに限る。）
33	一・一'一オキシビス（二・三・四・五・六-ペンタブロモベンゼン）（別名デカブロモジフェニルエーテル）

34	ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が八のものに限る。次号ハにおいて同じ。）又はこれらの塩（以下「PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）
	ペルフルオロオクタン酸関連物質（次に掲げる化学物質をいう。以下同じ。）  イ 一・一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八—ヘプタデカフルオロ一ヨードオクタン（別名ペルフルオロオクチル=ヨージド。以下「ペルフルオロオクチル=ヨージド」という。）
35	ロ 三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一—ヘプタデカフルオロデカン—オール（別名八：二フルオロテロマーアルコール。以下「八：二フルオロテロマーアルコール」という。）  ハ イ及びロに掲げるもののほか、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基（炭素数が七のものに限る。）を有する化合物であって、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの
36	ペルフルオロ（ヘキサン—スルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が六のものに限る。）又はこれらの塩（以下「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）
37	二—（二H—一・二・三—ベンゾトリアゾール—ニ—イル）—四・六—ジーターシャリ—ペンチルフェノール（別名UV—三二八。第七条の表二十一の項において「UV—三二八」という。）
38	一・一・一—トリクロロ—二・二—ビス（メトキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）
39	一・二・三・四・七・八・九・十・十三・十三・十四・十四—ドデカクロロ—一・四・四a・五・六・六a・七・十・十a・十一・十二・十二a—ドデカヒドロ—一・四：七・十一—ジメタノジベンゾ〔a・e〕〔八〕アンヌレン（別名デクロランプラス。以下「デクロランプラス」という。）

## ■[禁止化学物質] 1.2 労働安全衛生法

(施行日： 令和七年六月一日 (令和四年法律第六十八号による改正) )

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

法 第五十五条ただし書の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 製造、輸入又は使用について、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けること。この場合において、輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百四十四号）第九条第一項の規定による輸入割当てを受けるべき物の輸入については、同項の輸入割当てを受けたことを証する書面を提出しなければならない。

二 厚生労働大臣が定める基準に従って製造し、又は使用すること。

労働安全衛生法施行令（施行日： 令和七年四月一日 (令和五年政令第二百六十五号による改正) )

第十六条 法第五十五条 の政令で定める物は、次のとおりとする。

No.	化学物質名
1	黄りんマツチ
2	ベンジジン及びその塩
3	四一アミノジフェニル及びその塩
4	石綿（次に掲げる物で厚生労働省令で定めるものを除く。）イ；石綿の分析のための試料の用に供される石綿、ロ；石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿、ハ；イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿
5	四一ニトロジフェニル及びその塩
6	ビス（クロロメチル）エーテル
7	ベーターナフチルアミン及びその塩
8	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釀剤を含む。）の五パーセントを超えるもの
9	第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

## ■[禁止化学物質] 1.3 毒物及び劇物取締法

(施行日： 令和七年六月一日 (令和四年法律第六十八号による改正) )

第二条 3 この法律で「特定毒物」とは、毒物であって、次に掲げるものをいう。

No.	化学物質名
1	オクタメチルピロホスホルアミド
2	四アルキル鉛
3	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフエイト
4	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト
5	ジメチルー(ジエチルアミドーークロルクロトニル)ーホスフエイト
6	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフエイト
7	テトラエチルピロホスフエイト
8	モノフルオール酢酸
9	モノフルオール酢酸アミド
10	前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であって政令で定めるもの

毒物及び劇物取締法指定令 (令和六年六月一日 (令和六年政令第百九十六号による改正) )

第三条 法別表第三第十号の規定に基づき、次に掲げる毒物を特定毒物に指定する。

No.	化学物質名
1	オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤
2	四アルキル鉛を含有する製剤
3	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフエイトを含有する製剤
4	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイトを含有する製剤
5	ジメチルー(ジエチルアミドーークロルクロトニル)ーホスフエイトを含有する製剤
6	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフエイトを含有する製剤
7	テトラエチルピロホスフエイトを含有する製剤
8	モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
9	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
10	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

## ■ [削減化学物質] 2.1 削減化学物質

弊社では以下の化学物質を削減化学物質として挙げる。

No.	化学物質名
1	ノニルフェノール及びその骨格を有する物質
2	PFAS (ペル/ポリフルオロアルキル化合物) *

\*少なくとも 1 つの完全にフッ素化されたメチルまたはメチレン炭素原子 (H / Cl / Br / I 原子が結合していない) を含むフッ素化物質

## ■ [管理化学物質] 3.1 chemSHERPA

弊社では日本国内での製品含有化学物質管理情報伝達の標準ツールに係わる情勢より chemSHERPA での情報伝達を原則とします。

なお各ツールにつきましては最新版をアーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) が運営するホームページよりダウンロードして使用願います。

chemSHERPA



## ■[管理化学物質] 3.2 弊社独自管理規制物質

弊社では各法令に合わせて、弊社独自の管理規制物質を下記とする。

代表的な根拠法令等	対象物質	別表番号
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	監視化学物質	別表 3.2.1.1
	優先評価化学物質	別表 3.2.1.2
	特定一般化学物質、*特定新規化学物質	別表 3.2.1.3
水質汚濁防止法	有害物質	別表 3.2.2
	指定物質	
	油	
大気汚染防止法	揮発性有機化合物他	別表 3.2.3
土壤汚染対策法	特定有害物質	別表 3.2.4
Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act (USA)	紛争鉱物 (コンフリクトミネラル)	別表 3.2.5
Biocidal Products Regulation (EU)	殺生物剤 (バイオサイド)	別表 3.2.6
EU REACH SVHC	SVHC 改訂候補、新規追加物質 (chemSHERPA 未収載)	別表 3.2.7
各国	ノニルフェノール類、オクチルフェノール類 その他アルキルフェノール類	別表 3.2.8
各国	アゾ色素	
各国	多環芳香族炭化水素	
各国	有機ハロゲン化合物	
NPO 等	パーム油	
各国、NPO 等	木材及び関連物質	
NPO 等	天然ゴム及び関連物質	
各国	ナノマテリアル	
各国、NPO 等	マイクロプラスチックス	

\*特定新規化学物質が公表されましたら、掲載いたします。

## ■[管理化学物質] 3.2.1.1 監視化学物質

### 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

(施行日： 令和七年六月一日（（令和四年法律第六十八号）による改正）

#### 第二条

4 この法律において「監視化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質（新規化学物質を除く。）で厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものとす。

一 第二項第一号イに該当するものであり、かつ、同号ロに該当するかどうか明らかでないものであること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号に該当するものであること。

化審法に基づき厚生労働省・経済産業省・環境省から告示されるが、告示は物質の改廃のみである。

毎年4月頃に経済産業省よりその時点の全対象物質リストが公開されるがpdf形式であり、取扱い難い。

NITE 化学物質総合情報提供システムからの情報を用いると管理は容易となるが、ファイル変換での

問題発生が無いか確認する必要がある。

NITE 化学物質総合情報提供システム

[https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/sltLst](https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/sltLst)

（”化審法：監視化学物質” 2025年6月18日ダウンロードより）

No.	化審法官報 整理番号	官報公示名称
1	1-436	酸化水銀（II）
2	3-430	1-tert-ブチル-3, 5-ジメチル-2, 4, 6-トリニトロベンゼン
3	3-2239	シクロドデカ-1, 5, 9-トリエン
4	3-2240	シクロドデカン
6	3-2341	1, 1-ビス(tert-ブチルジオキシ)-3, 3, 5-トリメチルシクロヘキサン
7	3-2572	テトラフェニルスズ
8	3-2855	1, 3, 5-トリブロモ-2-(2, 3-ジブロモ-2-メチルプロポキシ)ベンゼン
9	3-3371	O-(2, 4-ジクロロフェニル)=O-エチル=フェニルホスホノチオアート
10	3-3427	1, 3, 5-トリ-tert-ブチルベンゼン
11	4-18	ポリブロモビフェニル（臭素数が2から5のものに限る。）
12	4-67	ジベンテンダイマー又はその水素添加物
13	4-577	2-イソプロピルビシクロ[4.4.0]デカン又は3-イソプロピルビシクロ[4.4.0]デカン
14	4-821	2, 6-ジ-tert-ブチル-4-フェニルフェノール
15	4-961	ジイソプロピルナフタレン

16	4-961	トリイソプロピルナフタレン
18	5-3581, 5-3605	2, 4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロ-2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール
20	4-16	ジエチルビフェニル
21	4-41	水素化テルフェニル
22	4-638	ジベンジルトルエン
23	4-16	トリエチルビフェニル
24	5-256	N, N-ジシクロヘキシル-1, 3-ベンゾチアゾール-2-スルフェンアミド
25	5-3604	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール
26	3-2835	2, 4-ジ-tert-ブチル-6-[ (2-ニトロフェニル) ジアゼニル]フェノール
27	3-3247	ペルフルオロ(1, 2-ジメチルシクロヘキサン)
28	4-39	2, 2', 6, 6' -テトラ-tert-ブチル-4, 4' -メチレンジフェノール
29	2-2658, 2-2659	ペルフルオロドデカン酸
30	2-2658, 2-2659	ペルフルオロトリデカン酸
31	2-2658	ペルフルオロテトラデカン酸
32	2-2658	ペルフルオロペンタデカン酸
33	2-2658	ペルフルオロヘキサデカン酸
34	2-2366	ペルフルオロヘプタン
35	2-2366	ペルフルオロオクタン
36	5-71	2, 2, 3, 3, 4, 4, 5-ヘプタフルオロ-5-(ペルフルオロブチル)オキソラン又は2, 2, 3, 3, 4, 5, 5-ヘプタフルオロ-4-(ペルフルオロブチル)オキソラン
37	3-540	4-sec-ブチル-2, 6-ジ-tert-ブチルフェノール
38	4-1263, 5-5112	1, 4-ビス(イソプロピルアミノ)-9, 10-アントラキノン
39	6-1849	$\alpha$ -(ジフルオロメチル)- $\omega$ -(ジフルオロメトキシ)ポリ[オキシ(ジフルオロメチレン)/オキシ(テトラフルオロエチレン)](分子量が500以上700以下のものに限る。)
40	7-475	2, 2, 4, 4, 6, 6, 8, 8-オクタメチル-1, 3, 5, 7, 2, 4, 6, 8-テトラオキサテトラシロカン(別名オクタメチルシクロテトラシロキサン)
41	7-475	2, 2, 4, 4, 6, 6, 8, 8, 10, 10, 12, 12-ドデカメチル-1, 3, 5, 7, 9, 11-ヘキサオキサ-2, 4, 6, 8, 10, 12-ヘキサシラシクロドデカン(別名ドデカメチルシクロヘキサシロキサン)

## ■[管理化学物質] 3.2.1.2 優先評価化学物質

### 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

(施行日： 令和七年六月一日（（令和四年法律第六十八号）による改正）

第二条 5 この法律において「優先評価化学物質」とは、その化学物質に関して得られている知見からみて、当該化学物質が第三項各号のいずれにも該当しないことが明らかであると認められず、かつ、その知見及びその製造、輸入等の状況からみて、当該化学物質が環境において相当程度残留しているか、又はその状況に至る見込みがあると認められる化学物質であって、当該化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないと認められないものであるため、その性状に関する情報を収集し、及びその使用等の状況を把握することにより、そのおそれがあるものであるかどうかについての評価を優先的に行う必要があると認められる化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

化審法に基づき厚生労働省・経済産業省・環境省から告示されるが、告示は物質の改廃のみである。

毎年4月頃に経済産業省よりその時点の全対象物質リストが公開されるがpdf形式であり、取扱い難い。

NITE 化学物質総合情報提供システムからの情報を用いると管理は容易となるが、ファイル変換での

問題発生が無いか確認する必要がある。

NITE 化学物質総合情報提供システム

[https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/sltLst](https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/sltLst)

（”化審法：優先評価化学物質” 2025年6月19日ダウンロードより）

No.	化審法官報 整理番号	官報公示名称
1	1-172	二硫化炭素
2	1-374	ヒドラジン
3	2-6	n-ヘキサン
4	2-17	1, 3-ブタジエン
5	2-20	イソブレン
6	2-35	クロロメタン（別名塩化メチル）
8	2-37	クロロホルム
10	2-53	クロロエタン
11	2-54	1, 2-ジクロロエタン
15	2-129	メチルアミン
16	2-134	ジメチルアミン
17	2-186	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド
18	2-191	ニトロメタン
19	2-218	エチレンオキシド
22	2-275	エピクロロヒドリン
23	2-405	エチレングリコールモノメチルエーテル
24	2-410	2-(1-メチルエトキシ)エタノール
25	2-482	ホルムアルデヒド

26	2-485	アセトアルデヒド
28	2-728	酢酸ビニル
31	2-987	アクリル酸メチル
32	2-988	アクリル酸エチル
34	2-1014	アクリルアミド
35	2-1025	メタクリル酸
36	2-1263	エチレンジアミン四酢酸
38	2-1508	アセトニトリル
39	2-1513	アクリロニトリル
40	2-1733	チオ尿素
41	2-1820	テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)
42	2-1848	ビス (N, N-ジメチルジチオカルバミン酸) N, N' - エチレンビス (チオカルバモイルチオ亜鉛) (別名ポリカーバメート)
43	2-2863	ヘキサメチレン=ジイソシアネート
45	3-1	ベンゼン
46	3-2, 3-60	トルエン
47	3-4	スチレン
48	3-5, 3-8	イソプロペニルベンゼン (別名 $\alpha$ -メチルスチレン)
49	3-7, 3-3427	1, 2, 4-トリメチルベンゼン
50	3-28, 3-60	エチルベンゼン
51	3-39, 3-102	ベンジル=クロリド (別名塩化ベンジル)
53	3-41	p-ジクロロベンゼン
54	3-105	アニリン
55	3-185	m-フェニレンジアミン
56	3-185	o-フェニレンジアミン
59	3-436	ニトロベンゼン
60	3-442	p-クロロニトロベンゼン
62	3-481	フェノール
64	3-540, 9-1805	2, 6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール
65	3-543	ピロカテコール (別名カテコール)
66	3-1307	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
67	3-1328	テレフタル酸ジメチル
68	3-1334	テレフタル酸
69	3-1362	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸 1, 2-無水物
70	3-4280	オクタデシルアミン (N-B) トリフェニルボラン
71	3-4392	[3- (2-エチルヘキシルオキシ) プロピルアミン] トリフェニルホウ素 (III)
74	4-118	メチレンビス (4, 1-フェニレン) =ジイソシアネート
75	4-123	4, 4' - (プロパン-2, 2-ジイル) ジフェノール (別名 4, 4' - イソプロピリデンジフェノール又はビスフェノールA)
76	4-311	ナフタレン
77	4-634	ジシクロペンタジエン

80	5-839	1, 4-ジオキサン
81	5-859	モルホリン
82	5-1097	$\epsilon$ -カプロラクタム
84	5-6271	ビス(2-スルフィドピリジン-1-オラト)銅
85	5-6783	ジカリウム=ピペラジン-1, 4-ビス(カルボジチオアート)
87	7-1279, 7-1283	4, 4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)
91	2-302, 2- 354	ジエタノールアミン
92	2-689	過酢酸
93	2-690	無水酢酸
94	2-984	アクリル酸
95	2-1146	クロロ酢酸ナトリウム
96	3-2233	シクロヘキサン
97	1-375	ヒドロキシルアミン
102	2-207	イソプロピルアルコール
105	2-230	エチレングリコール
106	2-234	プロパン-1, 2-ジオール
107	2-301	2-アミノエタノール
108	2-308, 2- 353	トリエタノールアミン
109	2-407, 2- 2424, 7- 97	2-ブトキシエタノール
110	2-422	2-(2-エトキシエトキシ)エタノール
112	2-510	グリオキサール
116	2-542	メチルイソブチルケトン
117	2-670	ギ酸
118	2-740	2-ブトキシエチル=アセタート
119	2-1145	クロロ酢酸
122	2-1673	硫酸ジメチル
124	2-3049	1-ブタノール
125	3-3, 3-60	キシレン
126	3-22	クメン
131	3-2376	シクロヘキサン
132	3-2381, 3-2389	3, 5, 5-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-オン
133	3-2387	(E)-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イ ル)ブタ-3-エン-2-オン
134	3-2667	3-(4-tert-ブチルフェニル)-2-メチルプロパン
135	5-53	テトラヒドロフラン
136	5-113	N-メチル-2-ピロリドン
137	5-1044	1, 3, 5-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジナ-2, 4, 6-トリオ ン

138	5-2742	ジナトリウム=2, 2' -ビニレンビス [5-(4-モルホリノ-6-アミニノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ) ベンゼンスルホナート] (別名フルオレスセント-260)
139	5-3725, 9-1110	(T-4)-ビス [2-(チオキゾ-κS)-ピリジン-1(2H)-オラト-κO] 亜鉛 (II)
140	3-1884, 3-1906, 3-1949	アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (アルキルは炭素数が10から14までの直鎖アルカンの基に限る。)
143	1-174	炭化ケイ素
144	1-242	二塩化ニッケル (II)
145	1-284	三酸化クロム (V I)
146	1-393	ビス(スルファミン酸)ニッケル (II)
147	1-639, 1-648	二塩化酸化ジルコニウム
148	1-813	硫酸ニッケル (II)
149	2-123	3-クロロプロペン (別名塩化アリル)
150	2-407, 2-2424, 7-97	2-イソブトキシエタノール
151	2-759	アリル=ヘプタノアート
152	2-1277	2, 2', 2''-トリロ三酢酸のナトリウム塩
153	2-2509, 2-2521	N-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ステアルアミド
156	3-499, 4-57	クレゾール
157	3-503	4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)フェノール
159	5-1043	ナトリウム=3, 5-ジクロロ-2, 4, 6-トリオキゾ-1, 3, 5-トリアジナー-1-イド (別名ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム)
161	6-901	アクリル酸重合物のナトリウム塩
162	9-1741	コールタール
163	9-1744	コールタールピッチ
164	2-133, 2-176, 2-185, 8-310, 8-342	アルカン-1-アミン (C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン又は(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン
165	2-176	N, N-ジメチルドデシルアミン
166	2-184, 9-795, 9-1971	ヘキサデシル(トリメチル)アンモニウムの塩
167	2-184, 9-1971	ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩
168	2-184, 9-1971	ビス(アルキル(C=12, 14, 16, 18, 20、直鎖型))(ジメチル)アンモニウムの塩
169	2-198	N, N-ジメチルアルカン-1-アミン=オキシド(C=10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、(Z)-N, N-ジメチルオクタデカ-9-エ

		シ-1-アミン=オキシド又は(9Z, 12Z)-N, N-ジメチルオクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン=オキシド
170	2-217	デカン-1-オール
171	2-217, 2-3704	アルカノール (C=10~16) (C=11~14のいずれかを含むものに限る。)
172	2-611, 7-973	飽和脂肪酸 (C=8~18、直鎖型) のナトリウム塩又は不飽和脂肪酸 (C=16~18、直鎖型) のナトリウム塩
173	2-814, 2-827, 2-2503, 7-87, 8-311	N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド (C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、(Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド又は(9Z, 12Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9, 12-ジエンアミド
174	2-1290, 2-2707, 9-2027	[(3-アルカンアミド (C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型) プロピル) (ジメチル) アンモニオ] アセタート又は(Z)-{(3-(オクタデカ-9-エンアミド) プロピル] (ジメチル) アンモニオ} アセタート
175	2-1639, 2-2807, 9-2038	ナトリウム=アルケンスルホナート (C=14~16) 又はナトリウム=ヒドロキシアルカンスルホナート (C=14~16)
176	6-3223	アクリルアミド・2-アクリルアミド-2-ヒドロキシ酢酸・[2-(アクリロイルオキシ)エチル] (ベンジル) (ジメチル) アンモニウム=クロリド・2-(ジメチルアミノ)エチル=メタクリラート・ベンジル [2-(メタクリロイルオキシ)エチル] (ジメチル) アンモニウム=クロリド・2-メチリデンコハク酸共重合物 (脂溶性溶媒及び汎用溶媒に不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)
177	1-417	水酸化ニッケル (II)
178	2-611, 9-1677	飽和脂肪酸 (C=8~18、直鎖型) のカリウム塩又は不飽和脂肪酸 (C=18、直鎖型) のカリウム塩
179	2-1249	カリウム=ジエチルジチオカルバマート
180	2-1291, 2-2709	2-(N-ドデシル-N, N-ジメチルアンモニオ) アセタート
182	2-2795	2, 2-ジブロモ-2-シアノアセトアミド
184	3-326, 3-2694	アルキル (C=12~16) (ベンジル) (ジメチル) アンモニウムの塩
185	3-1585	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート
187	5-683	4, 6, 6, 7, 8, 8-ヘキサメチル-1, 3, 4, 6, 7, 8-ヘキサヒドロシクロペンタ [g] イソクロメン
188	7-97	$\alpha$ -アルキル (C=9~11) - $\omega$ -ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (数平均分子量が1,000未満のものに限る。)
189	7-97	$\alpha$ -アルキル (C=12~15) - $\omega$ -ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (数平均分子量が1,000未満のものに限る。)
190	2-141	トリエチルアミン
191	1-124	ホスゲン
192	1-158	シアノ化ナトリウム
193	2-184, 9-1971	トリメチル(オクタデシル)アンモニウムの塩
196	2-759	アリル=ヘキサノアート

199	3-2657	2-ベンジリデンオクタナール
200	3-2694	ベンジル(ジメチル)(オクチル)アンモニウムの塩
201	3-7, 3-3427	1, 3, 5-トリメチルベンゼン
203	3-543	ヒドロキノン
204	4-1911	1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン、1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン及び1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノンの混合物を主成分(80%以上)とする、3-メチルペンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクター-1, 6-ジエンの反応生成物
205	5-1089	オキサシクロヘキサデカン-2-オン
206	5-1104, 5-3880	1, 4-ジオキサシクロヘプタデカン-5, 17-ジオン
207	5-3560	3-(1, 3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパナール
208	5-67, 9-137	5-ヘプチルオキソラン-2-オン
209	9-1735	クレオソート油
212	2-10	2, 2, 4, 6, 6-ペンタメチルヘプタン
213	2-1620, 2-1623	ナトリウム=1, 4-ビス[(2-エチルヘキシル)オキシ]-1, 4-ジオキソブタン-2-スルホナート
214	2-1679	ナトリウム=アルキル(C=8~18)=スルファート
216	2-184	ジメチル[ビス(オクタデセン-1-イル)]アンモニウムの塩
217	2-2936, 2-4162	(1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル)ジホスホン酸又はそのカリウム塩若しくはナトリウム塩
218	2-68	モノ(又はポリ)クロロアルカン(C=14~17、直鎖型)
219	3-2522, 3-2613, 3-3363	りん酸トリトリル
220	4-38, 4-244	ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン
221	5-6165	4, 5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール-3(2H)-オン
222	7-110, 8-55	(アンヒドロ(又はジアンヒドロ)グルシトールとドデカン酸のモノエステル)と $\alpha$ -ヒドロ- $\omega$ -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)のモノ(又はポリ)エーテル
223	7-155	$\alpha$ -(アルキル(C=10~16))- $\omega$ -(スルホオキシ)ポリ[(オキシエチレン)(又はオキシエチレン/オキシ(メチルエチレン))]のオニウム塩又はナトリウム塩(繰り返し単位の繰り返し数の平均が1~4のものに限る。)
224	7-1951, 7-1961	アジピン酸-N-(2-アミノエチル)(又はN, N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン-2-(クロロメチル)オキシラン重縮合物
225	7-872	$\alpha$ -(イソシアナトベンジル)- $\omega$ -(イソシアナトフェニル)ポリ[(イソシアナトフェニレン)メチレン]
226	8-118	{デンプンのポリ[2-ヒドロキシ-3-(トリメチルアンモニオ)プロピル]エーテル}の塩

227	9-1958	ナトリウム= (アルキル (C=1 2、分枝型) ) (アルキル (C=1 2、分枝型) フエノキシ) ベンゼンスルホナート (又はナトリウム= (アルキル (C=1 2、分枝型) フエノキシ) ベンゼンスルホナート又はナトリウム= (アルキル (C=1 2、分枝型) ) (フエノキシ) ベンゼンスルホナート又は二ナトリウム= (アルキル (C=1 2、分枝型) ) [ (アルキル (C=1 2、分枝型) ) (スルホナト) フエノキシ] ベンゼンスルホナート又は二ナトリウム= (アルキル (C=1 2、分枝型) ) (スルホナトフエノキシ) ベンゼンスルホナート)
228	2-73	1-ブロモプロパン
229	2-184, 9-1971	N, N, N-トリメチルドデカシ-1-アミニウムの塩
230	2-611	カリウム=2-エチルヘキサノアート
231	2-642, 2-766	3-ヒドロキシ-2, 2-ビス (ヒドロキシメチル) プロピル=オクタデカノアート
232	3-2311, 3-2345, 3-2356	2-tert-ブチルシクロヘキシル=アセタート
233	5-31	フルフリルアルコール
234	6-898	アクリル酸重合物
235	7-114	ナトリウム= $\alpha$ - (カルボキシラトメチル) - $\omega$ - (ドデシルオキシ) ポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) (繰り返し単位の繰り返し数は1から100までの整数とする。)
236	7-264	$\alpha$ -ヒドロ- $\omega$ -ドデカシアミドポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) (繰り返し単位の繰り返し数は2から101までの整数とする。)
238	2-176	N-メチルジデカシ-1-イルアミン
239	2-184, 9-1971	N-エチル-N, N-ジメチルテトラデカシ-1-アミニウムの塩
240	2-413	1, 1'-オキシジ (プロパン-2-オール)
241	2-769, 2-2491	2- [ (ドデカノイルオキシ) メチル] -2-エチルプロパン-1, 3-ジイル=ジ (ドデカノアート)
242	2-1291, 2-2709	[ジメチル (オクタデシル) アザニウムイル] アセタート
245	3-1023	2, 2, 2-トリクロロ-1-フェニルエチル=アセタート
246	3-1730	エチル=2-フェニルプロパノアート
247	3-4307	ナトリウム=ドデカノイルオキシベンゼンスルホナート
248	4-658	3a, 4, 5, 6, 7, 7a-ヘキサヒドロ-1H-4, 7-メタノインデン-5-イル=アセタート
249	4-1952	シクロヘキシリデン (フェニル) アセトニトリル
250	7-97	[ $\alpha$ - (アルキル (C=1 6~1 8) ) - $\omega$ -ヒドロキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) 又は $\alpha$ - (アルケニル (C=1 6~1 8) ) - $\omega$ -ヒドロキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) ] (数平均分子量が1, 000未満のものに限る。)
251	9-1473	ナトリウム=1-オキソ-1 $\lambda$ (5) -ピリジン-2-チオラート
252	1-138	シアノ化水素
253	3-1301	フタル酸ジエチル
254	3-4387	5-クロロ-2- (4-クロロフェノキシ) フェノール

257	-	ポリ (アザンジイルカルボノイミドイルアザンジイルカルボノイミドイルアザンジイルヘキサン-1, 6-ジイル) のカチオン (窒素原子にプロトンが付加することにより生成したものに限る。) の塩※ ※ 整理番号 7-1729 「ポリヘキサメチレンビグアニジン」の窒素原子にプロトンが付加することにより生成したカチオンの塩を示す。
258	2-1289, 2-1291, 2-2709	(N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミニウムイル) アセタート
259	2-1640	ナトリウム=アルカンスルホナート (C=10~18) 又はナトリウム=水素=アルカンジスルホナート (C=10~18) 又は二ナトリウム=アルカンジスルホナート (C=10~18)
260	2-3065	ナトリウム=1-メトキシ-1-オキソオクタデカン-2-スルホナート又はナトリウム=1-メトキシ-1-オキソヘキサデカン-2-スルホナート
261	2-4053	2- {ジメチル [3- (3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクタン-1-スルホンアミド) プロピル] アンモニオ} アセタートを主成分 (95%以上) とする、2- {ジメチル [3- (3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクタン-1-スルホンアミド) プロピル] アンモニオ} アセタートと N, N-ジメチル-3- (3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクタン-1-スルホンアミド) プロピルアミンの混合物
262	2-546	ブタン-2-オン=オキシム
263	4-1977	2, 2-ジメチル-3-メチリデンビシクロ [2. 2. 1] ヘプタンとフェノールの 1 : 1 反応生成物を主成分 (60%以上) とする、2, 2-ジメチル-3-メチリデンビシクロ [2. 2. 1] ヘプタンとフェノールの反応生成物 (分子量が 460 以下であるものに限る。)
264	2-1241, 2-1747	ジアゼンジカルボキシアミド
265	5-465	メチル= (1H-1, 3-ベンゾイミダゾール-2-イル) カルバマート (別名カルベンダジム)
266	7-60	$\alpha, \alpha' - [$ (アルキル (C=8~18、直鎖型) アザンジイル) ジ (エタン-2, 1-ジイル) ] ビス [ $\omega$ -ヒドロキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) ] (繰り返し単位の繰り返し数は 0 以上の整数とする。) (数平均分子量が 1, 000 未満のものに限る。)
267	7-72	{2-ヒドロキシ-N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) -N-メチルエタン-1-アミニウムと [飽和脂肪酸 (C=10~20、直鎖型) (又は不飽和脂肪酸 (C=16~18、直鎖型) )] のエステル} の塩
268	2-1265	2, 2', 2'', 2''' - (エタン-1, 2-ジイルジニトリロ) 四酢酸のナトリウム塩
269	7-60	$\alpha, \alpha' - [$ (アルキル (C=8~18、直鎖型) アザンジイル) ビス (エタン-2, 1-ジイル (又はメチルエタン-2, 1-ジイル) ) ] ビス { $\omega$ -ヒドロキシポリ [オキシエタン-1, 2-ジイル/オキシ (メチルエタン-1, 2-ジイル) ] } (繰り返し単位の繰り返し数は 1 以上の整数とする。) (数平均分子量が 1, 000 未満であるものに限る。)

270	7-66	{2-ヒドロキシ-N-(2-ヒドロキシエチル)-N, N-ジメチルエタノ-1-アミニウムと[飽和脂肪酸(C=10~18、直鎖型)(又は不飽和脂肪酸(C=18、直鎖型))]のエステル}の塩又は{2-ヒドロキシ-N-(2-ヒドロキシプロピル)-N, N-ジメチルプロパン-1-アミニウムと[飽和脂肪酸(C=10~18、直鎖型)(又は不飽和脂肪酸(C=18、直鎖型))]のエステル}の塩
271	7-97	$\alpha$ -(アルキル(C=6~18))- $\omega$ -ヒドロキシポリ[オキシエタン-1, 2-ジイル/オキシ(メチルエタン-1, 2-ジイル)](数平均分子量が1,000未満であるものに限る。)
272	7-97	$\alpha$ -ヒドロ- $\omega$ -[(3-メチルブタ-3-エン-1-イル)オキシ]ポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(繰り返し単位の繰り返し数は1以上の整数とする。)(数平均分子量が1,000未満であるものに限る。)
273	7-141	[ $\alpha$ -(アルカノイル(C=8~18、直鎖型))- $\omega$ -メトキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)又は $\alpha$ -(アルケノイル(C=8~18、直鎖型))- $\omega$ -メトキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)](繰り返し単位の繰り返し数は1以上の整数とする。)(数平均分子量が1,000未満であるものに限る。)
274	2-343	N, N, N-トリメチル-1-オキシラニルメタンアミニウムの塩
275	2-414	3-[ (2-エチルヘキシル)オキシ]プロパン-1, 2-ジオール
276	2-422, 7-97	2-(2-ブトキシエトキシ)エタン-1-オール(別名ジエチレングリコールモノブチルエーテル)
277	2-723	N, N-ジメチルアセトアミド
278	2-726	酢酸エチル
279	2-727	酢酸n-プロピル
280	2-1667, 2-4305	3-(N, N-ジメチルドデカン-1-アミニウムイル)-2-ヒドロキシプロパン-1-スルホナートを主成分(80%以上)とする、亜硫酸水素ナトリウムと(クロロメチル)オキシランとN, N-ジメチルドデカン-1-アミンの反応生成物
281	2-2807, 9-2038	カリウム=オクタデセンスルホナート又はカリウム=水素=オクタデセンジスルホナート又はカリウム=ヒドロキシオクタデカンスルホナート又は二カリウム=オクタデセンジスルホナート
282	2-2807, 9-2038	カリウム=水素=ヘキサデセンジスルホナート又はカリウム=ヒドロキシヘキサデカンスルホナート又はカリウム=ヘキサデセンスルホナート又は二カリウム=ヘキサデセンジスルホナート
283	3-1736, 3-1761	メチル=3-(3, 5-ジテルトブチル-4-ヒドロキシフェニル)プロパンオート
284	3-2492	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート
285	5-3881	1, 4-ジオキサシクロヘキサデカン-5, 16-ジオン
286	1-129	チオシアン酸銅(I)
287	2-184 9-1971	N-デシル-N-エチル-N-メチルデカン-1-アミニウムの塩
288	7-88 7-319	$\alpha$ -ヒドロ- $\omega$ -{[(9Z)-オクタデカ-9-エノイル]オキシ}ポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(繰り返し単位の繰り返し数は1以上の整数とする)

## ■[管理化学物質] 3.2.1.3 特定一般化学物質

### 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

(施行日： 令和七年六月一日（（令和四年法律第六十八号）による改正）

第二条 8 この法律において「特定一般化学物質」とは、一般化学物質のうち、次の各号のいずれかに該当する化学物質をいう。

一 イ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 繙続的に摂取される場合には人の健康を著しく損なうおそれがあるものであること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。

二 イ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 繙続的に摂取され、又はこれにさらされる場合には生活環境動植物の生息又は生育に著しい支障を及ぼすおそれがあるものであること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。

No.	化審法官報 整理番号	官報公示名称
1	2-4319	ジアクアビス（オキサラト- $\kappa$ （2）O, O'）オキシドニオブ酸（1-）アンモニウムとジアクアビス（オキサラト- $\kappa$ （2）O, O'）オキシドニオブ酸（1-）アンモニウム一水（1/n）の混合物
2	2-4324	二銀=エチンジイド
3	3-4740	( $\eta$ (5) -シクロヘキサン-1, 4-ジイルビス(メチレンオキシメチレン) ビス(オキシラン) を主成分(80%以上)とする、過酸化水素と1, 4-ビス{[ (プロパー-2-エン-1-イル) オキシ] メチル} シクロヘキサンの反応生成物
4	5-7124	2-(4-アミノフェニル)-1, 3-ベンゾオキサゾール-5-アミン
5	5-7137	2, 2' - [シクロヘキサン-1, 4-ジイルビス(メチレンオキシメチレン) ] ビス(オキシラン) を主成分(80%以上)とする、過酸化水素と1, 4-ビス{[ (プロパー-2-エン-1-イル) オキシ] メチル} シクロヘキサンの反応生成物
6	5-7139	ビス[4-( {6-[ (プロパー-2-エノイル) オキシ] ヘキシル} オキシ) フェニル] =2-{[ (1, 3-ベンゾチアアゾール-2-イル) (6-{[ (ナフタレン-1-イル) アセチル] オキシ} ヘキシル) ヒドラジニリデン] メチル} -1, 4-フェニレン=ビス[(1r, 4r)-シクロヘキサン-1, 4-ジカルボキシラート]
7	5-7143	5, 11, 14, 17-テトラキス[(ジメチルシリル) オキシ]-1, 3, 5, 7, 9, 11, 14, 17-オクタフェニルトリシクロ[7. 3. 3. 3(3, 7)] オクタシロキサン
8	5-7146	4-[1-(2, 3-ジメチルフェニル) エチル]-1H-イミダゾール
9	6-4161	2-(ジメチルアミノ) エチル=2-メチルプロパー-2-エノアート・N-ベンジル-N, N-ジメチル-2-[ (2-メチルプロパー-2-エノイル) オキシ] エタン-1-アミニウム=クロリド共重合物(分子量1, 000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)

## ■[管理化学物質] 3.2.2 水質汚濁防止法 有害物質、指定物質

水質汚濁防止法（施行日：令和七年六月一日（令和四年法律第六十八号による改正））

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

5 この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるものをいう。

### 3.2.2-1 有害物質

水質汚濁防止法施行令（施行日：令和七年四月一日（令和六年政令第一号による改正））

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

No.	化学物質名
1	カドミウム及びその化合物
2	シアノ化合物
3	有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	一・二ジクロロエタン
14	一・一ジクロロエチレン
15	一・二ジクロロエチレン
16	一・一・一トリクロロエタン
17	一・一・二トリクロロエタン
18	一・三ジクロロプロペン
19	テトラメチルチウラムジスルフイド（別名チウラム）
20	二クロロ一四・六一ビス（エチルアミノ）一S一トリアジン（別名シマジン）
21	S一四一クロロベンジル=N・N一ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）

22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふつ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	塩化ビニルモノマー
28	一・四ジオキサン

### 3.2.2-2 指定物質

水質汚濁防止法施行令（施行日：令和七年四月一日（令和六年政令第一号による改正））

第三条の三 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

No.	化学物質名
1	ホルムアルデヒド
2	ヒドラジン
3	ヒドロキシルアミン
4	過酸化水素
5	塩化水素
6	水酸化ナトリウム
7	アクリロニトリル
8	水酸化カリウム
9	アクリルアミド
10	アクリル酸
11	次亜塩素酸ナトリウム
12	二硫化炭素
13	酢酸エチル
14	メチルターシヤリーブチルエーテル（別名MTBE）
15	硫酸
16	ホスゲン
17	一・二ジクロロプロパン
18	クロルスルホン酸
19	塩化チオニル
20	クロロホルム
21	硫酸ジメチル
22	クロルピクリン
23	りん酸ジメチル=二・二ジクロロビニル（別名ジクロルボス又はDDVP）
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はESP）
25	トルエン
26	エピクロロヒドリン
27	スチレン
28	キシレン
29	パラジクロロベンゼン
30	N-メチルカルバミン酸二セカンダリーブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はBPMC）

31	三・五-ジクロロ-N-(一,一-ジメチル-二-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
32	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)
33	チオりん酸O-O-ジメチル-O-(三-メチル-四-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)
34	チオりん酸S-ベンジル-O-O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)
35	一-三-ジチオラン-二-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
36	チオりん酸O-O-ジエチル-O-(二-イソプロピル-六-メチル-四-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)
37	チオりん酸O-O-ジエチル-O-(五-フェニル-三-イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)
38	四-ニトロフェニル-二-四-六-トリクロロフェニルエーテル(別名クロルニトロフェン又はCNP)
39	チオりん酸O-O-ジエチル-O-(三-五-六-トリクロロ-二-ピリジル)(別名クロルピリホス)
40	フタル酸ビス(二-エチルヘキシル)
41	エチル=(Z)-1-[N-ベンジル-N-[メチル(一-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)
42	一-二-四-五-六-七-八-八-オクタクロロ-二-三-三a-四-七-七a-ヘキサヒドロ-四-七-メタノ-1-H-インデン(別名クロルデン)
43	臭素
44	アルミニウム及びその化合物
45	ニツケル及びその化合物
46	モリブデン及びその化合物
47	アンチモン及びその化合物
48	塩素酸及びその塩
49	臭素酸及びその塩
50	クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)
51	マンガン及びその化合物
52	鉄及びその化合物
53	銅及びその化合物
54	亜鉛及びその化合物
55	フェノール類及びその塩類
56	一-三-五-七-テトラアザトリシクロ[三-三-一-一-三-七]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)
57	アニリン
58	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びその塩
59	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びその塩
60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

### 3.2.2-3 油

水質汚濁防止法施行令（施行日：令和七年四月一日（令和六年政令第一号による改正））

第三条の四 法第二条第五項の政令で定める油は、次に掲げる油とする。

No.	対象油種
1	原油
2	重油
3	潤滑油
4	軽油
5	灯油
6	揮発油
7	動植物油

■[管理化学物質] 3.2.3 大気汚染防止法 有害物質 特定物質 挥発性有機化合物  
大気汚染防止法（施行日：令和四年六月十七日（令和四年法律第六十八号による改正））

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

- 一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
  - 二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
  - 三 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗ふつ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第一号に掲げるものを除く。）で政令で定めるもの
- 第二条 4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいう。

第二条 8 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

第二条 13 この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。

第二条 16 この法律において「有害大気汚染物質」とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙（第一項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）、特定粉じん及び水銀等を除く。）をいう。

第二条 17 この法律において「自動車排出ガス」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車のうち環境省令で定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車のうち環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

第五条の二 都道府県知事は、工場又は事業場が集合している地域で、第三条第一項若しくは第三項又は第四条第一項の排出基準のみによっては環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準（次条第一項第三号において「大気環境基準」という。）の確保が困難であると認められる地域としていおう酸化物その他の政令で定めるばい煙（以下「指定ばい煙」という。）ごとに政令で定める地域（以下「指定地域」という。）にあっては、当該指定地域において当該指定ばい煙を排出する工場又は事業場で環境省令で定める基準に従い都道府県知事が定める規模以上のもの（以下「特定工場等」という。）において発生する当該指定ばい煙について、指定ばい煙総量削減計画を作成し、これに基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

第十七条 ばい煙発生施設を設置している者又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下「特定物質」という。）を発生する施設（ばい煙発生施設を除く。以下「特定施設」という。）を工場若しくは事業場に設置している者は、ばい煙発生施設又は特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

附則 9 環境大臣は、当分の間、有害大気汚染物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるときは、有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもので政令で定めるもの（以下「指定物質」という。）を大気中に排出し、又は飛散させる施設（工場又は事業場に設置されるものに限る。）で政令で定め

るもの（以下「指定物質排出施設」という。）について、指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類ごとに排出又は飛散の抑制に関する基準（以下「指定物質抑制基準」という。）を定め、これを公表するものとする。

大気汚染防止法施行令（施行日：令和四年十月一日（令和三年政令第二百七十五号による改正））

第一条 第一項 大気汚染防止法（以下「法」という。）第二条第一項第三号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

第二条の二 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

第二条の四 法第二条第八項の政令で定める物質は、石綿とする。

第四条 法第二条第十七項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

第十条 法第十七条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

附則 第三項 3 法附則第九項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

中央環境審議会大気環境部会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について  
(第九次答申)」（平成22年10月15日）

<https://www.env.go.jp/press/13040.html>

分類	政令番号	政令名称
ばい煙（いおう酸化物）	法第2条第1項 第1号	燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
ばい煙（ばいじん）	法第2条第1項 第2号	燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
ばい煙（有害物質）	法第2条第1項 第3号	物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第1号に掲げるものを除く。）で政令で定めるもの
ばい煙（有害物質）	政令第1条第1号	カドミウム及びその化合物
	政令第1条第2号	塩素及び塩化水素
	政令第1条第3号	弗素、弗化水素及び弗化珪素
	政令第1条第4号	鉛及びその化合物
	政令第1条第5号	窒素酸化物
指定ばい煙	政令第7条の2	硫黄酸化物及び窒素酸化物
揮発性有機化合物（VOC）	法第2条第4項	大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）
揮発性有機化合物（VOC）から除く物質	政令第2条の2 第1号	メタン
	政令第2条の2 第2号	クロロジフルオロメタン（別名：H C F C - 2 2）
	政令第2条の2 第3号	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン（別名：H C F C - 1 2 4）
	政令第2条の2 第4号	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン（別名：H C F C - 1 4 1 b）

揮発性有機化合物 (VOC) から除く 物質	政令第2条の2 第5号	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (別名: HCFC-142b)
	政令第2条の2 第6号	3,3-ジクロロ-1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン (別名: HCFC-225ca)
	政令第2条の2 第7号	1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (別名: HCFC-225cb)
	政令第2条の2 第8号	1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン (別名: HFC-43-10mee)
粉じん	法第2条第7項	物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質
特定粉じん	政令第2条の4	石綿
一般粉じん	法第2条第8項	粉じんのうち、特定粉じん以外の粉じん
水銀等	法第2条第13項	水銀及びその化合物
自動車排出ガス	政令第4条第1号	一酸化炭素
	政令第4条第2号	炭化水素
	政令第4条第3号	鉛化合物
	政令第4条第4号	窒素酸化物
	政令第4条第5号	粒子状物質
特定物質	政令第10条第1号	アンモニア
	政令第10条第2号	弗化水素
	政令第10条第3号	シアノ化水素
	政令第10条第4号	一酸化炭素
	政令第10条第5号	ホルムアルデヒド
	政令第10条第6号	メタノール
	政令第10条第7号	硫化水素
	政令第10条第8号	燐化水素
	政令第10条第9号	塩化水素
	政令第10条第10号	二酸化窒素
	政令第10条第11号	アクロレイン
	政令第10条第12号	二酸化硫黄
	政令第10条第13号	塩素
	政令第10条第14号	二硫化炭素
	政令第10条第15号	ベンゼン
	政令第10条第16号	ピリジン
	政令第10条第17号	フェノール
	政令第10条第18号	硫酸 (三酸化硫黄を含む。)
	政令第10条第19号	弗化珪素
	政令第10条第20号	ホスゲン
	政令第10条第21号	二酸化セレン
	政令第10条第22号	クロルスルホン酸
	政令第10条第23号	黄燐
	政令第10条第24号	三塩化燐

特定物質	政令第 10 条第 25 号	臭素
	政令第 10 条第 26 号	ニッケルカルボニル
	政令第 10 条第 27 号	五塩化燐
	政令第 10 条第 28 号	メルカプタン
有害大気汚染物質	法第 2 条第 16 項	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙（法第一項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）、特定粉じん及び水銀等を除く。）
有害大気汚染物質 (指定物質)	政令附則第 3 項第 1 号	ベンゼン
	政令附則第 3 項第 2 号	トリクロロエチレン
	政令附則第 3 項第 3 号	テトラクロロエチレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第 9 次答申 (別表 1) の 1	亜鉛及びその化合物
	中環審第 9 次答申 (別表 1) の 2	アクリルアミド
	中環審第 9 次答申 (別表 1) の 3	アクリル酸エチル
	中環審第 9 次答申 (別表 1) の 4	アクリル酸 2-ヒドロキシエチル
	中環審第 9 次答申 (別表 1) の 5	アクリル酸メチル
	中環審第 9 次答申 (別表 1) の 6	アクリロニトリル
	中環審第 9 次答申 (別表 1) の 7	アクロレイン
	中環審第 9 次答申 (別表 1) の 8	アセトアルデヒド
	中環審第 9 次答申 (別表 1) の 9	アセトニトリル
	中環審第 9 次答申 (別表 1) の 10	o-アニシジン
	中環審第 9 次答申 (別表 1) の 11	アニリン

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の12	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名:アミトロール)
	中環審第9次答申(別表1)の13	1-アリルオキシー-2, 3-エポキシプロパン
	中環審第9次答申(別表1)の14	アンチモン及びその化合物
	中環審第9次答申(別表1)の15	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート
	中環審第9次答申(別表1)の16	イソブチルアルデヒド
	中環審第9次答申(別表1)の17	イソブレン
	中環審第9次答申(別表1)の18	4, 4'-イソプロピリデンジフェノール(別名:ビスフェノールA)
	中環審第9次答申(別表1)の19	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名:フェナミホス)
	中環審第9次答申(別表1)の20	イソプロペニルベンゼン(別名:α-メチルスチレン)
	中環審第9次答申(別表1)の21	インジウム及びその化合物
	中環審第9次答申(別表1)の22	インデノ[1, 2, 3-cd]ピレン
	中環審第9次答申(別表1)の23	2-エチルヘキサン酸
	中環審第9次答申(別表1)の24	エチルベンゼン
	中環審第9次答申(別表1)の25	エチレンイミン

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の28	エチレンジアミン四酢酸
	中環審第9次答申(別表1)の29	2-エトキシエタノール(別名:エチレングリコールモノエチルエーテル)
	中環審第9次答申(別表1)の30	エピクロロヒドリン
	中環審第9次答申(別表1)の31	1, 2-エポキシブタン
	中環審第9次答申(別表1)の32	2, 3-エポキシ-1-プロパノール
	中環審第9次答申(別表1)の33	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル
	中環審第9次答申(別表1)の34	塩化アリル(別名:3-クロロプロペン)
	中環審第9次答申(別表1)の35	塩化第二鉄
	中環審第9次答申(別表1)の36	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)
	中環審第9次答申(別表1)の37	塩化ビニルモノマー(別名:クロロエチレン、塩化ビニル)
	中環審第9次答申(別表1)の38	塩化ベンジル(別名:ベンジル=クロリド)
	中環審第9次答申(別表1)の39	塩化メチル(別名:クロロメタン)
	中環審第9次答申(別表1)の40	1-オクタノール
	中環審第9次答申(別表1)の41	カテコール(別名:ピロカテコール)
	中環審第9次答申(別表1)の42	$\epsilon$ -カプロラクタム
	中環審第9次答申(別表1)の43	キシレン

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の44	キノリン
	中環審第9次答申(別表1)の45	銀及びその化合物
	中環審第9次答申(別表1)の46	グリオキサール
	中環審第9次答申(別表1)の47	クリセン(別名:ベンゾ[a]フェナントレン)
	中環審第9次答申(別表1)の48	グルタルアルデヒド
	中環審第9次答申(別表1)の49	クロム及びその化合物
	中環審第9次答申(別表1)の50	クロロアニリン
	中環審第9次答申(別表1)の51	クロロ酢酸
	中環審第9次答申(別表1)の52	1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン
	中環審第9次答申(別表1)の53	クロロジブロモメタン(別名:ジブロモクロロメタン)
	中環審第9次答申(別表1)の54	p-クロロニトロベンゼン(別名:p-ニトロクロロベンゼン)
	中環審第9次答申(別表1)の55	(RS)-1-p-クロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ベンタノ-3-オール(別名:テブコナゾール)
	中環審第9次答申(別表1)の56	2-クロロプロピオン酸
	中環審第9次答申(別表1)の57	クロロベンゼン
	中環審第9次答申(別表1)の58	クロロホルム
	中環審第9次答申(別表1)の59	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の60	コバルト及びその化合物
	中環審第9次答申(別表1)の61	酢酸ビニル
	中環審第9次答申(別表1)の62	酢酸2-メトキシエチル(別名:エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)
	中環審第9次答申(別表1)の63	酸化エチレン(別名:エチレンオキシド)
	中環審第9次答申(別表1)の64	酸化プロピレン(別名:1, 2-エポキシプロパン)
	中環審第9次答申(別表1)の65	シアナミド
	中環審第9次答申(別表1)の66	2, 4-ジアミノアニソール
	中環審第9次答申(別表1)の67	4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル
	中環審第9次答申(別表1)の68	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)
	中環審第9次答申(別表1)の69	2-(ジエチルアミノ)エタノール
	中環審第9次答申(別表1)の70	四塩化炭素
	中環審第9次答申(別表1)の71	1, 4-ジオキサン
	中環審第9次答申(別表1)の72	1, 3-ジオキソラン
	中環審第9次答申(別表1)の73	シクロヘキシリアミン
	中環審第9次答申(別表1)の74	1, 2-ジクロロエタン
	中環審第9次答申(別表1)の75	1, 1-ジクロロエチレン(別名:塩化ビニリデン)

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の76	c i s - 1, 2-ジクロロエチレン
	中環審第9次答申 (別表1)の77	t r a n s - 1, 2-ジクロロエチレン
	中環審第9次答申 (別表1)の78	ジクロロ酢酸
	中環審第9次答申 (別表1)の79	1, 2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン
	中環審第9次答申 (別表1)の80	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン
	中環審第9次答申 (別表1)の81	1, 2-ジクロロプロパン
	中環審第9次答申 (別表1)の82	ジクロロブロモメタン (別名: ブロモジクロロメタン)
	中環審第9次答申 (別表1)の83	o-ジクロロベンゼン
	中環審第9次答申 (別表1)の84	p-ジクロロベンゼン
	中環審第9次答申 (別表1)の85	ジクロロメタン (別名: 塩化メチレン)
	中環審第9次答申 (別表1)の86	ジニトロトルエン
	中環審第9次答申 (別表1)の87	1, 6-ジニトロピレン
	中環審第9次答申 (別表1)の88	1, 8-ジニトロピレン
	中環審第9次答申 (別表1)の89	ジビニルベンゼン
	中環審第9次答申 (別表1)の90	ジベンゾ [a, h] アクリジン
	中環審第9次答申 (別表1)の91	ジベンゾ [a, j] アクリジン

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の92	ジベンゾ [a, h] アントラセン
	中環審第9次答申(別表1)の93	7H-ジベンゾ [c, g] カルバゾール
	中環審第9次答申(別表1)の94	ジベンゾ [a, e] ピレン
	中環審第9次答申(別表1)の95	ジベンゾ [a, h] ピレン
	中環審第9次答申(別表1)の96	ジベンゾ [a, i] ピレン
	中環審第9次答申(別表1)の97	ジベンゾ [a, l] ピレン
	中環審第9次答申(別表1)の98	N, N-ジメチルアセトアミド
	中環審第9次答申(別表1)の99	2, 6-ジメチルアニリン
	中環審第9次答申(別表1)の100	ジメチルアミン
	中環審第9次答申(別表1)の101	ジメチルジスルフィド
	中環審第9次答申(別表1)の102	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロー1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名: トリクロルホン又はDEP)
	中環審第9次答申(別表1)の103	1, 1-ジメチルヒドラジン
	中環審第9次答申(別表1)の104	3, 3'-ジメチルビフェニル-4, 4'-ジイソシアネート
	中環審第9次答申(別表1)の105	N, N-ジメチルホルムアミド
	中環審第9次答申(別表1)の106	臭素化ビフェニル(臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る。)
	中環審第9次答申(別表1)の107	臭素酸の水溶性塩

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の108	水銀及びその化合物
	中環審第9次答申(別表1)の109	水素化テルフェニル
	中環審第9次答申(別表1)の110	有機スズ化合物
	中環審第9次答申(別表1)の111	スチレン
	中環審第9次答申(別表1)の112	セレン及びその化合物
	中環審第9次答申(別表1)の113	ダイオキシン類
	中環審第9次答申(別表1)の114	タリウム及びその化合物
	中環審第9次答申(別表1)の115	チオ尿素
	中環審第9次答申(別表1)の116	チオフェノール
	中環審第9次答申(別表1)の117	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名: ダイアジノン)
	中環審第9次答申(別表1)の118	チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名: フェニトロチオン又はMEP)
	中環審第9次答申(別表1)の119	デカブロモジフェニルエーテル
	中環審第9次答申(別表1)の120	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.13.7]デカン (別名: ヘキサメチレンテトラミン)
	中環審第9次答申(別表1)の121	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン
	中環審第9次答申(別表1)の122	テトラクロロエチレン
	中環審第9次答申(別表1)の123	2, 3, 5, 6-テトラクロロ-p-ベンゾキノン

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の124	テトラヒドロメチル無水フタル酸
	中環審第9次答申(別表1)の125	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名:チウラム又はチラム)
	中環審第9次答申(別表1)の126	テレフタル酸
	中環審第9次答申(別表1)の127	テレフタル酸ジメチル
	中環審第9次答申(別表1)の128	銅及びその化合物
	中環審第9次答申(別表1)の129	トリエチルアミン
	中環審第9次答申(別表1)の130	トリエチレンテトラミン
	中環審第9次答申(別表1)の131	1, 1, 2-トリクロロエタン
	中環審第9次答申(別表1)の132	トリクロロエチレン
	中環審第9次答申(別表1)の133	トリクロロ酢酸
	中環審第9次答申(別表1)の134	2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン
	中環審第9次答申(別表1)の135	2, 4, 6-トリクロロフェノール
	中環審第9次答申(別表1)の136	1, 2, 3-トリクロロプロパン
	中環審第9次答申(別表1)の137	1, 2, 4-トリクロロベンゼン
	中環審第9次答申(別表1)の138	o-トリジン(別名:3, 3'-ジメチルベンジジン)
	中環審第9次答申(別表1)の139	1, 3, 5-トリス(2, 3-エボキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の140	トルイジン
	中環審第9次答申(別表1)の141	トルエン
	中環審第9次答申(別表1)の142	トルエンジアミン
	中環審第9次答申(別表1)の143	ジイソシアネート(別名:トリレンジイソシアネート)
	中環審第9次答申(別表1)の144	ナフタレン
	中環審第9次答申(別表1)の145	1, 5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート
	中環審第9次答申(別表1)の146	二塩化酸化ジルコニウム
	中環審第9次答申(別表1)の147	二臭化エチレン(別名:1, 2-ジブロモエタン又はEDB)
	中環審第9次答申(別表1)の148	ニッケル及びその化合物
	中環審第9次答申(別表1)の149	o-ニトロアニソール
	中環審第9次答申(別表1)の150	o-ニトロアニリン
	中環審第9次答申(別表1)の151	N-ニトロソジエチルアミン
	中環審第9次答申(別表1)の152	N-ニトロソジ-n-ブチルアミン
	中環審第9次答申(別表1)の153	N-ニトロソジ-n-プロピルアミン
	中環審第9次答申(別表1)の154	N-ニトロソジメチルアミン
	中環審第9次答申(別表1)の155	N-ニトロソ-N-メチル尿素

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の156	N-ニトロソモルホリン
	中環審第9次答申(別表1)の157	o-ニトロトルエン
	中環審第9次答申(別表1)の158	1-ニトロピレン
	中環審第9次答申(別表1)の159	3-ニトロフルオランテン
	中環審第9次答申(別表1)の160	2-ニトロフルオレン
	中環審第9次答申(別表1)の161	3-ニトロベンズアントロン
	中環審第9次答申(別表1)の162	ニトロベンゼン
	中環審第9次答申(別表1)の163	ニトロメタン
	中環審第9次答申(別表1)の164	二硫化炭素
	中環審第9次答申(別表1)の165	ノニルフェノール
	中環審第9次答申(別表1)の166	バナジウム及びその化合物
	中環審第9次答申(別表1)の167	5' - [N, N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ] - 2' - (2-ブロモ-4, 6-ジニトロフェニルアゾ) - 4' - メトキシアセトアニリド
	中環審第9次答申(別表1)の168	1, 3-ビス[(2, 3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン
	中環審第9次答申(別表1)の169	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名:ジラム)
	中環審第9次答申(別表1)の170	ヒ素及びその化合物
	中環審第9次答申(別表1)の171	ヒドラジン

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の172	ヒドロキノン
	中環審第9次答申(別表1)の173	4-ビニル-1-シクロヘキセン
	中環審第9次答申(別表1)の174	2-ビニルピリジン
	中環審第9次答申(別表1)の175	N-ビニル-2-ピロリドン
	中環審第9次答申(別表1)の176	ビフェニル
	中環審第9次答申(別表1)の177	ピペラジン
	中環審第9次答申(別表1)の178	ピリジン
	中環審第9次答申(別表1)の179	ピレン
	中環審第9次答申(別表1)の180	フェニルヒドラジン
	中環審第9次答申(別表1)の181	2-フェニルフェノール
	中環審第9次答申(別表1)の182	N-フェニルマレイミド
	中環審第9次答申(別表1)の183	フェニレンジアミン
	中環審第9次答申(別表1)の184	p-フェネチジン
	中環審第9次答申(別表1)の185	フェノール
	中環審第9次答申(別表1)の186	1, 3-ブタジエン
	中環審第9次答申(別表1)の187	フタル酸ジアリル

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の188	フタル酸ジー2-エチルヘキシル(別名:フタル酸ビス(2-エチルヘキシル))
	中環審第9次答申(別表1)の189	フタル酸ジブチル(別名:フタル酸ジーn-ブチル)
	中環審第9次答申(別表1)の190	フタル酸n-ブチル=ベンジル
	中環審第9次答申(別表1)の191	n-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル
	中環審第9次答申(別表1)の192	ブチルヒドロキシアニソール(別名:BHA)
	中環審第9次答申(別表1)の193	tert-ブチルヒドロペルオキシド
	中環審第9次答申(別表1)の194	フッ化物(水溶性無機化合物に限る)
	中環審第9次答申(別表1)の195	2-ブテナール
	中環審第9次答申(別表1)の196	フラン
	中環審第9次答申(別表1)の197	フルオランテン
	中環審第9次答申(別表1)の198	フルオレン
	中環審第9次答申(別表1)の199	2-プロピン-1-オール
	中環審第9次答申(別表1)の200	1-ブロモプロパン
	中環審第9次答申(別表1)の201	2-ブロモプロパン
	中環審第9次答申(別表1)の202	ブロモホルム(別名:トリブロモメタン)
	中環審第9次答申(別表1)の203	ブロモメタン(別名:臭化メチル)

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の204	ヘキサクロロベンゼン
	中環審第9次答申(別表1)の205	ヘキサメチレンジアミン
	中環審第9次答申(別表1)の206	ヘキサメチレン=ジイソシアネート
	中環審第9次答申(別表1)の207	ヘキサン(別名:n-ヘキサン)
	中環審第9次答申(別表1)の208	ベリリウム及びその化合物
	中環審第9次答申(別表1)の209	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩
	中環審第9次答申(別表1)の210	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名:PFOs)
	中環審第9次答申(別表1)の211	ベンゼン
	中環審第9次答申(別表1)の212	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物
	中環審第9次答申(別表1)の213	ベンゾ[a]アントラセン
	中環審第9次答申(別表1)の214	ベンゾトリクロライド(別名:ベンジリジン=トリクロリド)
	中環審第9次答申(別表1)の215	ベンゾ[a]ピレン
	中環審第9次答申(別表1)の216	ベンゾ[e]ピレン
	中環審第9次答申(別表1)の217	ベンゾ[b]フルオランテン
	中環審第9次答申(別表1)の218	ベンゾ[j]フルオランテン
	中環審第9次答申(別表1)の219	ベンゾ[k]フルオランテン

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の220	ペンタクロロベンゼン
	中環審第9次答申(別表1)の221	ほう素化合物
	中環審第9次答申(別表1)の222	ポリ塩化ナフタレン
	中環審第9次答申(別表1)の223	ポリ塩素化ビフェニル(別名: PCB、ポリ塩化ビフェニル)
	中環審第9次答申(別表1)の224	ホルムアルデヒド
	中環審第9次答申(別表1)の225	マンガン及びその化合物
	中環審第9次答申(別表1)の226	無水マレイン酸
	中環審第9次答申(別表1)の227	メタクリル酸
	中環審第9次答申(別表1)の228	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル
	中環審第9次答申(別表1)の229	メタクリル酸メチル
	中環審第9次答申(別表1)の230	N-メチルアニリン
	中環審第9次答申(別表1)の231	メチルアミン
	中環審第9次答申(別表1)の232	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名:カルバリル又はNAC)
	中環審第9次答申(別表1)の233	N-メチルカルバミン酸2-s e c-ブチルフェニル(別名:フェノブカルブ又はB PMC)
	中環審第9次答申(別表1)の234	3-メチルチオプロパナール
	中環審第9次答申(別表1)の235	1-メチルナフタレン

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の236	2-メチルナフタレン
	中環審第9次答申(別表1)の237	4, 4'-メチレンジアニリン
	中環審第9次答申(別表1)の238	4, 4'-メチレンビス(2-クロロアニリン) (別名: 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン)
	中環審第9次答申(別表1)の239	メチレンビス(4, 1-シクロヘキシレン) = ジイソシアネート
	中環審第9次答申(別表1)の240	メチレンビス(4-フェニルイソシアネート) (別名: メチレンビス(4, 1-フェニレン) = ジイソシアネート)
	中環審第9次答申(別表1)の241	2-メトキシエタノール (別名: エチレングリコールモノメチルエーテル)
	中環審第9次答申(別表1)の242	2-メルカプトイミダゾリン (別名: エチレンチオウレア、2-イミダゾリジンチオン)
	中環審第9次答申(別表1)の243	モリブデン及びその化合物
	中環審第9次答申(別表1)の244	モルホリン
	中環審第9次答申(別表1)の245	りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビニル (別名: ジクロルボス又はDDVP)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質 (優先取組物質)	中環審第9次答申(別表1)の246	リン酸トリス(クロロエチル) (別名: りん酸トリス(2-クロロエチル))
	中環審第9次答申(別表1)の247	リン酸トリス(2, 3-ジブロモプロピル)
	中環審第9次答申(別表1)の248	りん酸トリトリル
	中環審第9次答申(別表2)の1	アクリロニトリル
	中環審第9次答申(別表2)の2	アセトアルデヒド
	中環審第9次答申(別表2)の3	塩化ビニルモノマー (別名: クロロエチレン、塩化ビニル)

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質 (優先取組物質)	中環審第9次答申 (別表2)の4	塩化メチル (別名: クロロメタン)
	中環審第9次答申 (別表2)の5	クロム及び三価クロム化合物
	中環審第9次答申 (別表2)の6	六価クロム化合物
	中環審第9次答申 (別表2)の7	クロロホルム
	中環審第9次答申 (別表2)の8	酸化エチレン (別名: エチレンオキシド)
	中環審第9次答申 (別表2)の9	1, 2-ジクロロエタン
	中環審第9次答申 (別表2)の10	ジクロロメタン (別名: 塩化メチレン)
	中環審第9次答申 (別表2)の11	水銀及びその化合物
	中環審第9次答申 (別表2)の12	ダイオキシン類
	中環審第9次答申 (別表2)の13	テトラクロロエチレン
	中環審第9次答申 (別表2)の14	トリクロロエチレン
	中環審第9次答申 (別表2)の15	トルエン
	中環審第9次答申 (別表2)の16	ニッケル化合物
	中環審第9次答申 (別表2)の17	ヒ素及びその化合物
	中環審第9次答申 (別表2)の18	1, 3-ブタジエン
	中環審第9次答申 (別表2)の19	ベリリウム及びその化合物

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質 (優先取組物質)	中環審第9次答申 (別表2)の20	ベンゼン
	中環審第9次答申 (別表2)の21	ベンズ [a] ピレン
	中環審第9次答申 (別表2)の22	ホルムアルデヒド
	中環審第9次答申 (別表2)の23	マンガン及びその化合物

大気汚染防止法では規制対象物質の名称を限定列挙せず、多種多様な物質を揮発性有機化合物(VOC)として包括的に指定しています。

#### 揮発性有機化合物(VOC)に該当する主な物質

(大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について(通知) 環境省環境管理局長  
環管大発第050617001号 平成17年6月17日)  
<https://www.env.go.jp/air/osen/voc/seido/060.pdf>

なお上記の通知では各物質のCAS番号が付されていませんので、下記手引きを引用します。  
VOC排出抑制の手引き 一自主的取組の普及・促進に向けてー 参考資料(第3版)  
平成22年10月、経済産業省・社団法人 産業環境管理協会)  
[https://www.meti.go.jp/policy/voc/downloads/VOC-tebiki-sankou\\_22fy.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/voc/downloads/VOC-tebiki-sankou_22fy.pdf)  
(平成12年度における排出量推計結果に基づき排出量の多い順に配列)

順位	CAS RN®	化学物質名
1	108-88-3	トルエン
2	1330-20-7	キシレン
3	108-67-8	1, 3, 5-トリメチルベンゼン
4	141-78-6	酢酸エチル
5	124-18-5	デカン
6	67-56-1	メチルアルコール
7	75-09-2	ジクロロメタン
8	78-93-3	メチルエチルケトン
9	106-97-8	n-ブタン
10	75-28-5	イソブタン
11	79-01-6	トリクロロエチレン
12	67-30-0	イソプロピルアルコール
13	123-86-4	酢酸ブチル
14	67-64-1	アセトン
15	108-10-1	メチルイソブチルケトン
16	111-76-2 7580-85-0	ブチルセロソルブ (2-Butoxyethanol, 2-tert-Butoxyethanol)
17	110-54-3	n-ヘキサン

18	78-92-2	n-ブタノール
19	109-66-0	n-ペンタン
20	107-01-7	cis-2-ブテン
21	78-83-1	イソブタノール
22	107-98-2	プロピレンギリコールモノメチルエーテル
23	127-18-4	テトラクロロエチレン
24	110-82-7	シクロヘキサン
25	109-60-4	酢酸プロピル
26	624-64-6	trans-2-ブテン
27	110-80-5	エチルセロソルブ
28	1120-21-4	ウンデカン
29	111-84-2	ノナン
30	108-65-6	プロピレンギリコールモノメチルエーテルアセテート
31	107-83-5	2-メチルペンタン
32	107-21-1	エチレンギリコール
33	513-35-9	2-メチル-2-ブテン
34	1678-91-7	エチルシクロヘキサン
35	119-64-2	テトラリン
36	110-43-0	メチルアミルケトン
37	591-78-6	メチル n-ブチルケトン
38	74-87-3	クロロメタン
39	100-51-6	ベンジルアルコール
40	120-92-3	シクロペンタノン
41	563-46-2	2-メチル-1-ブテン
42	142-82-5	n-ヘプタン
43	92-51-3	ビシクロヘキシル
44	68-12-2	N, N-ジメチルホルムアミド
45	646-04-8	trans-2-ペンテン
46	627-20-3	cis-2-ペンテン
47	100-42-5	スチレン
48	872-50-4	N-メチル-2-ピロリドン
49	111-15-9	エチルセロソルブアセテート
50	71-43-2	ベンゼン
51	78-59-1	イソホロン
52	108-94-1	シクロヘキサノン
53	64-17-5	エタノール
54	96-37-7	メチルシクロヘキサン
55	108-05-4	酢酸ビニル
56	589-34-4	3-メチルヘキサン
57	79-29-8	2, 3-ジメチルブタン
58	75-83-2	2, 2-ジメチルブタン
59	108-87-2	メチルシクロヘキサン
60	109-59-1	イソプロピルセロソルブ
61	107-06-2	1, 2-ジクロロエタン
62	75-01-4	塩化ビニルモノマー

63	116-14-3	テトラフルオロエチレン
64	100-41-4	エチルベンゼン
65	98-82-8	クメン
66	75-00-3	クロロエタン
67	71-55-6	トリクロロエタン
68	107-13-1	アクリロニトリル
69	109-99-9	テトラヒドロフラン
70	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル
71	106-94-5	n-プロピルブロマイド
72	80-62-6	メタクリル酸メチル
73	106-99-0	1, 3-ブタジエン
74	75-35-4	1, 1-ジクロロエチレン
75	142-82-5	2, 4-ジメチルペンタン
76	75-56-9	酸化プロピレン
77	67-66-3	クロロホルム
78	74-83-9	臭化メチル
79	7705-14-8	ジペンテン
80	592-76-7	1-ヘプテン
81	123-91-1	1, 4-ジオキサン
82	75-05-8	アセトニトリル
83	107-05-1	塩化アリル
84	79-10-7	アクリル酸
85	78-79-5	イソプレン
86	75-07-0	アセトアルデヒド
87	78-87-5	1, 2-ジクロロプロパン
88	110-49-6	メチルセロソルブアセテート
89	75-21-8	エチレンオキシド
90	95-50-1	o-ジクロロベンゼン
91	108-90-7	クロロベンゼン
92	107-31-3	ギ酸メチル
93	121-44-8	トリエチルアミン
94	589-81-1	3-メチルヘプタン
95	108-95-2	フェノール
96	90-30-2	ナフタレン
97	96-33-3	アクリル酸メチル
98	108-91-8	シクロヘキシリアミン
99	50-00-0	ホルムアルデヒド
100	106-89-8	エピクロロヒドリン

## ■[管理化学物質] 3.2.4 土壌汚染対策法 特定有害物質

### 3.2.4-1 特定有害物質

**土壌汚染対策法** (施行日： 令和七年六月一日 (令和四年法律六十八号による改正) )

第二条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒ひ素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

**土壌汚染対策法施行令** (施行日： 令和六年四月一日 (令和五年政令第三百四号による改正) )

第一条 土壌汚染対策法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

**土壌汚染対策法施行規則** (施行日： 令和六年四月一日 (令和六年環境省令第十七号による改正) )

第四条 3 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。

一 前条第三号に掲げる土地を含む単位区画

二 前条第二号に掲げる土地を含む単位区画（前号に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画

イ 試料採取等対象物質が令第一条第三号、第七号から第十二号まで、第十五号、第十七号から第十九号まで又は第二十三号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第一種特定有害物質」という。）である場合 次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める単位区画

（1） 第一項の規定により土壌汚染状況調査の対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「三十メートル格子」という。）に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画

（2） 三十メートル格子に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該三十メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか一区画

ロ 試料採取等対象物質が令第一条第一号、第二号、第五号、第十三号、第十四号、第二十号から第二十二号まで若しくは第二十四号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第二種特定有害物質」という。）又は第一種特定有害物質及び第二種特定有害物質以外の特定有害物質の種類（以下「第三種特定有害物質」という。）である場合 次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める単位区画

（1） 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が六以上である場合 当該三十メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか五区画

（2） 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が五以下である場合 当該三十メートル格子内にある全ての一部対象区画

No.	化学物質名	分類
1	カドミウム及びその化合物	第二種特定有害物質
2	六価クロム化合物	第二種特定有害物質
3	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	第一種特定有害物質

4	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	第三種特定有害物質
5	シアノ化合物	第二種特定有害物質
6	N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	第三種特定有害物質
7	四塩化炭素	第一種特定有害物質
8	1, 2-ジクロロエタン	第一種特定有害物質
9	1, 1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	第一種特定有害物質
10	1, 2-ジクロロエチレン	第一種特定有害物質
11	1, 3-ジクロロプロパン(別名D-D)	第一種特定有害物質
12	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	第一種特定有害物質
13	水銀及びその化合物	第二種特定有害物質
14	セレン及びその化合物	第二種特定有害物質
15	テトラクロロエチレン	第一種特定有害物質
16	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	第三種特定有害物質
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	第一種特定有害物質
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	第一種特定有害物質
19	トリクロロエチレン	第一種特定有害物質
20	鉛及びその化合物	第二種特定有害物質
21	砒素及びその化合物	第二種特定有害物質
22	ふつ素及びその化合物	第二種特定有害物質
23	ベンゼン	第一種特定有害物質
24	ほう素及びその化合物	第二種特定有害物質
25	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	第三種特定有害物質
26	有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	第三種特定有害物質

## ■[管理化学物質] 3.2.5 紛争鉱物 (コンフリクトミネラル)

DODD-FRANK WALL STREET REFORM AND CONSUMER PROTECTION ACT (USA)

Public Law 111-203, 111th Congress (2010)

### SEC. 1502. CONFLICT MINERALS.

(a) Sense of Congress on Exploitation and Trade of Conflict Minerals Originating in the Democratic Republic of the Congo.—It is the sense of Congress that the exploitation and trade of conflict minerals originating in the Democratic Republic of the Congo is helping to finance conflict characterized by extreme levels of violence in the eastern Democratic Republic of the Congo, particularly sexual- and gender-based violence, and contributing to an emergency humanitarian situation therein, warranting the provisions of section 13(p) of the Securities Exchange Act of 1934, as added by subsection (b).

2025年4月25日に RMI : Responsible Minerals Initiative が EMRT2.0 をリリース。対象物質が追加されました。

参考 URL : [https://eco-hearts.com/blog/2025/04/cmrt\\_emrt/](https://eco-hearts.com/blog/2025/04/cmrt_emrt/)

下記の金属が製品の仕様、機能上必要で意図的に含有していますか？

又は下記の金属が製品の仕様、機能上必要はないが生産の過程において必要であり製品に含有されていますか？

又は製品の構成材料に上記条件に基づく含有がありますか？

No.	金属名
1	金
2	タンタル
3	タングステン
4	錫

また弊社では責任ある鉱物調達の観点より、以下の物質についても「金、タンタル、タングステン、錫」と同等の管理をお願いしています。

No.	物質名
1	コバルト
2	雲母 (マイカ) *
3	銅
4	グラファイト*
5	リチウム
6	ニッケル

\* 「雲母」を含有する際は、天然雲母であるか合成雲母であるかの特定もお願いします。

\* 「グラファイト」を含有する際は、天然グラファイトであるか合成グラファイトであるかの特定もお願いします。

## ■[管理化学物質] 3.2.6 殺生物剤(バイオサイド)

Concerning the making available on the market and use of biocidal products (EU)

REGULATION (EU) No 528/2012

Article 3 Definitions 1.1. For the purposes of this Regulation, the following definitions shall apply:

(a) 'biocidal product' means

- any substance or mixture, in the form in which it is supplied to the user, consisting of, containing or generating one or more active substances, with the intention of destroying, deterring, rendering harmless, preventing the action of, or otherwise exerting a controlling effect on, any harmful organism by any means other than mere physical or mechanical action,
- any substance or mixture, generated from substances or mixtures which do not themselves fall under the first indent, to be used with the intention of destroying, deterring, rendering harmless, preventing the action of, or otherwise exerting a controlling effect on, any harmful organism by any means other than mere physical or mechanical action.

A treated article that has a primary biocidal function shall be considered a biocidal product.

上記条件に該当する物質、または該当する物質を含有しますか？

## ■[管理化学物質] 3.2.7 SVHC 改訂候補、新規追加物質

(chemSHERPA 未収載)

すでに発表されている REACH 規則 第 33 次 SVHC に 3 物質が追加され、合計 250 物質となる。

(2025 年 6 月 25 日)

Name	EC Number	CAS RN®
Decamethyltetrasiloxane	205-491-7	141-62-8
1, 1, 1, 3, 5, 5, 5-heptamethyl-3-[(trimethylsilyl)oxy]trisiloxane	241-867-7	17928-28-8
tetra(sodium/potassium) 7-[ (E)-{2-acetamido-4-[ (E)-(4-{[4-chloro-6-( {2-[ (4-fluoro-6-{[4-(vinylsulfonyl)phenyl]amino}-1, 3, 5-triazine-2-yl)amino]propyl}amino)-1, 3, 5-triazine-2-yl]amino}-5-sulfonato-1-naphthyl)diaz恒] -5-methoxyphenyl}diaz恒]-1, 3, 6-naphthalenetrisulfonate (Reactive Brown 51)	466-490-7	-

G/TBT/N/EU/803 - WTO

Name	EC Number	CAS RN®
Resorcinol	203-585-2	108-46-3

参考先 URL : <https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/075559/4/consult?lang=en>

## ■[管理化学物質] 3.2.8 その他の物質

弊社では以下の化学物質に関しても、管理化学物質とする。

調査対象物質	主たる調査の観点
ノニルフェノール類（削減化学物質） オクチルフェノール類 アルキルフェノール類（上記以外） (直鎖、分鎖を含む全ての異性体を含む ノニルフェノール・オクチルフェノール・その他アルキルフェノール、及びそれらのアルコキシレート等のすべての誘導体)	-
アゾ化合物 (色素、染料、顔料等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発癌性を有する特定アミン構造</li> <li>・ 不純物（副生物）として化審法一特物質（PCB等の）含有</li> </ul>
多環芳香族炭化水素 (芳香性を有する炭化水素が縮合した構造を有する物質)	発癌性の高いことが示されている多環芳香族化合物の有無
有機ハロゲン化合物 (ハロゲン（弗素、塩素、臭素、沃素）原子が直接炭素原子と結合した構造を有する物質)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種法令、自主規制への該非</li> <li>・ 不純物（副生物）として化審法一特物質（PCB等の）含有</li> </ul>
パーム油・パーム核油及び誘導体 (パーム油及びパーム油を原料等で使用し製造された物質)	環境・人権への配慮 (外部認証の有無、自主監査状況)
木材及び関連物質 (木材、パルプ、セルロース、紙、(これらの誘導品を含む)、木材由来バイオマス、及び製造時の副生成物(誘導品を含む))	環境・人権への配慮 (外部認証の有無、自主監査状況)
天然ゴム及び関連物質 (天然ゴム、ラテックス及び関連物質)	環境・人権への配慮 (外部認証の有無、自主監査状況)
ナノマテリアル (一次粒子径のうち)少なくとも一次元が1~100nmの範囲にある粒子)	危険有害性 (未知の危険有害性出現への懸念)
マイクロプラスチックス (径や辺が5mm以下のプラスチック粒子や破片)	地球環境(水生生物等)への配慮

## ■変更履歴

改訂	更新日 (年/月/日)			内容
0	2014	3	25	初版発行
1		10	15	物質リスト更新
2	2017	6	13	<p>化学物質の見直し項目物質リスト更新            科学的知見や社会情勢の変化による化学物質の管理規制が厳格となる中で、情報管理の簡略化を目指し弊社での管理規制の対象とする化学物質の大幅な見直しをおこないました。            今回の変更では、管理規制の改定頻度が高い項目については製品含有化学物質情報伝達の標準ツールである chemSHERPA (MSDSplus) を用いることを一層明確にし、社内外での管理の簡素化を目指しました。</p>
3		9	11	<p>物質リスト更新            SVHC17 次追加物質発表等を反映した chemSHERPA、MSDSplus が発表されたことを受けて、各ツールのバージョンを最新版となるよう改訂しました。</p>
4	2018	2	28	<p>物質リスト更新            SVHC 改訂候補物質、改訂決定物質が発表され chemSHERPA 等が改訂されるまでの期間における対応の合理化のため、chemSHERPA 等に反映されていない SVHC 改訂候補、改訂決定物質を明示的に弊社独自管理規制対象物質とすることにしました。また改定日時点で意見公募中の SVHC18 次候補物質を収載しました。SVHC18 次追加物質決定を反映した chemSHERPA、MSDSplus の新バージョンが発表されたことを受けて製品含有化学物質情報伝達に用いる chemSHERPA、MSDSplus のバージョン情報を更新しました。</p>
5		3	15	<p>物質リスト更新            SVHC19 次改訂候補物質発表を受けて、これらの物質を調査対象として収載しました。</p>
6		4	26	<p>物質リスト更新            化審法一特、監視、優先評価化学物質の平成 30 年 3 月から 4 月にかけての指定、取り消しを各リストに反映させました。            European Commission (欧州委員会) 決定による SVHC 追加決定を受けて、これらの物質を調査対象として収載しました。</p>
7		8	27	<p>物質リスト更新            SVHC19 次追加物質決定を反映した chemSHERPA の新バージョンが発表されたことを受けて製品含有化学物質情報伝達に用いる chemSHERPA のバージョン情報を更新しました。            また MSDSplus のサポートが 2018 年 6 月で終了したことにより、MSDSplus 関連の記述を消去しました。</p>
8		9	6	<p>物質リスト更新            SVHC20 次改訂候補物質発表を受けて、これらの物質を調査対象として収載しました。</p>
9	2019	1	18	物質リスト更新

				SVHC20 次追加物質発表を受けて、これらの物質を調査対象として収載しました。
10 (Ver. 2.20)	5	17		<p>「禁止化学物質」、「削減化学物質」、「管理化学物質」弊社内での位置付けを明確にしました。</p> <p>ノニルフェノール系化合物削減に目処がついたことにより、削減化学物質から管理化学物質としたことを反映しました。</p> <p>物質リスト更新</p> <p>chemSHERPA 新バージョン発表を受け最新バージョン使用と更新しました。</p> <p>平成 31 年度の「優先評価化学物質」の決定を受け、リストに更新しました。</p> <p>紛争鉱物に責任ある鉱物調達の観点から「コバルト」、「雲母」を追加しました。</p> <p>SVHC21 次候補物質発表等を受けて、これらの物質を調査対象として収載しました。</p> <p>管理化学物質のリストに「ノニルフェノール類」を追加しました。</p> <p>その他、法令等の最新版を確認し最新の施行日に更新しました。また引用 URL 等を確認し対応する外部情報との整合が取れる様に更新しました。</p>
11 (Ver. 2.21)	11	20		<p>物質リスト更新</p> <p>最新法令を確認し、各法令の最終更新日の記載を変更しました。</p> <p>chemSHERPA 新バージョン発表を受け最新バージョン使用と更新しました。</p> <p>SVHC21 次改訂候補物質発表を受けて、これらの物質を調査対象として収載しました。</p>
12 (Ver. 2.30)	2020	7	1	<p>物質リスト更新</p> <p>最新法令を確認し、各法令の最終更新日の記載を変更しました。</p> <p>chemSHERPA 新バージョン発表を受け最新バージョン使用と更新しました。</p> <p>監視化学物質、優先評価化学物質を 2020 年 4 月 1 日現在に更新しました。</p> <p>SVHC23 次追加物質発表を受けて、これらの物質を調査対象として収載しました。</p>
13 (Ver. 2.40)	2020	7	1	<p>物質リスト更新</p> <p>最新法令を確認し、各法令の最終更新日の記載を変更しました。</p> <p>令和 3 年 10 月 22 日施行予定の化審法第一種特定化学物質改定追加を記載しました。</p> <p>chemSHERPA 新バージョン発表を受け最新バージョンに更新しました。</p> <p>監視化学物質、優先評価化学物質を 2021 年 4 月 1 日現在に更新しました。</p>

				<p>SVHC25 次追加物質発表とレゾルシノールの SVHC 収載 WTO/TBT 通報を受けて、これらの物質を調査対象として収載しました。 ノニルフェノール及びオクチルフェノール以外のアルキルフェノール化合物 (C8, C9 以外) も調査対象物質として収載しました。</p>
14 (Ver. 2.50)	2022	6	15	<p>物質リスト更新 最新法令を確認し、各法令の最終更新日の記載を変更しました。 chemSHERPA 新バージョン発表を受け最新バージョンに更新しました。 監視化学物質、優先評価化学物質を 2022 年 4 月 1 日現在に更新しました。 揮発性有機化合物 “16 ブチルセロソルブ” の CAS RN® を修正しました。 SVHC27 次追加候補物質とレゾルシノールの SVHC 収載 WTO/TBT 通報を受けて、これらの物質を調査対象として収載しました。</p>
15 (Ver. 2.60)	2023	7	27	<p>物質リスト更新 土壌汚染対策法施行令で指定される物質を新たに管理対象としました。 最新法令を確認し、各法令の最終更新日の記載を変更しました。 chemSHERPA は、最新版をホームページよりダウンロードする記載に変更しました。 監視化学物質、優先評価化学物質を 2023 年 4 月 1 日現在に更新しました。 水質汚濁防止法施行令改正により新たに指定物質となった 4 物質を追加しました。 また、油も管理対象としました。 SVHC29 次追加物質とレゾルシノールの SVHC 収載 WTO/TBT 通報を受けて、これらの物質を調査対象として収載しました。 新たに削減化学物質を 2 つ設定しました。</p>
16 (Ver. 2.70)	2024	7	10	<p>物質リスト更新 化審法一特として新たに追加された PFHxS 及びその塩を禁止対象としました。 揮発性有機化合物 (VOC) を大気汚染防止法で整理し、VOC 以外の物質も管理対象としました。 最新法令を確認し、各法令の最終更新日の記載を変更しました。 監視化学物質、優先評価化学物質を 2024 年 4 月 1 日現在に更新しました。 SVHC31 次追加候補物質を調査対象として収載しました。</p>

17 (Ver. 2.80)	2025	8	12	物質リスト更新 化審法一特として新たに追加された4物質を禁止対象としました。 特定一般化学物質が新たに規定されたので、リストを作成しました。 SVHC33次追加物質を調査対象として収載しました。
----------------------	------	---	----	--